

麒麟のまち聖地巡礼フォトラリー業務委託仕様書

1 委託業務名

麒麟のまち聖地巡礼フォトラリー業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 業務の目的

麒麟のまち圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、香美町及び新温泉町の区域をいう。以下「圏域」という。）において、各市町に所在する様々な“聖地”を巡るフォトラリーを実施することにより、圏域住民や観光客等にその周辺地域を訪れてもらうことで圏域内周遊を促進するとともに、圏域のまだ知られていない魅力等を発信することで、圏域住民の愛着度・認知度向上や圏域外への魅力発信につなげることを目的とする。

4 業務委託の範囲

本仕様書は基本的な内容について定めるものであり、業務の実施に当たり必要な事項については、市と協議の上、受託者の責任において誠実に業務を履行すること。

5 業務内容

（1）事務局の運営

本業務の実施に当たっては、事務局を設置し、事務局の所在地及び連絡先等を明らかにする。また、Instagramに公式アカウント『麒麟のまち聖地巡礼フォトラリー』を開設し、本事業の広報等を行うほか、少なくともフォトラリー開催期間中は月に1回以上、事業周知又は圏域の魅力発信につながる投稿を行うなど、公式Instagramのフォロワー数増加につながるよう努めること。公式Instagram開設・運用にかかる費用は委託料に含むものとし、公式Instagramアカウントは令和8年2月27日まで運営すること。

なお、フォトラリーのネーミングについて、より参加者増につながるような事業目的に沿ったふさわしい名称があれば、提案すること。

（2）フォトラリーの企画運営

①聖地の選定等について

フォトラリーにおいて撮影対象となる“聖地”を30か所選定すること。選定にあたっては必ず所在地が1市6町に散らばるように考慮し、極端に一部のエリアに偏ることがないようにすること。また、日本遺産認定ストーリー『日本海の風が生んだ絶景と秘

境～幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」～」の構成文化財を少なくとも1市6町それぞれ1か所以上含むこと。さらに、安全確保がなされていない危険な場所や私有地など、一般常識に照らし合わせて相応しくない場所は選定しないようにすること。選定した聖地について、本事業実施にあたり関係機関等との調整が必要な場合は、受注者にて対応を行うこと。

選定した30か所について、番号を振るなど管理しやすいよう整理し、それぞれ写真を撮影し応募した際の獲得ポイント数を決定すること。なお、聖地の選定と獲得ポイント数については、最終的に市と協議して決定する。

②広報について

本事業を広く周知するため、下記ア、イについて実施すること。

また、下記以外の方法に加え、委託料の範囲内でより効果的に発信できる方法がある場合は、その方法、スケジュール、場所、回数等について提案すること。

ア 印刷物による広報

麒麟のまち圏域を含むエリアを対象とした、紙媒体（チラシ、新聞折込、新聞広告、情報誌への掲載等）による広報を1回以上実施し、本キャンペーンの周知及び参加促進につなげること。なお、圏域外のエリアに広報範囲が広がっても構わない。

本業務の目的を達成するため、紙媒体について最適なサイズ、制作枚数、制作スケジュール、配布先、デザイン案等を提案すること。紙媒体の広報実施にあたり手数料や送料等の費用が発生する場合は、すべて委託料に含めること。納品や配布先等の検討が必要となる場合は、市と受託者との協議の上決定する。

イ インスタグラム広告

本事業の周知及び参加促進につなげるため、インスタグラムを活用した広告を1回以上配信すること。

本業務の目的を達成するため、最適な配信方法、配信スケジュール、配信エリア、配信ターゲット、配信回数等を提案すること。インスタグラム広告に必要な経費は、すべて委託料に含めること。

③事業のメインとなる媒体の構築及び管理運営について

本事業のメインとなるプラットフォームを構築し、本事業の周知、麒麟のまち圏域に関する情報発信及びフォトラリー応募写真受付ができる体制を構築すること。プラットフォームの選択（ウェブサイト、アプリ、システム等。既存のアプリやシステム等を利用しても構わない。）は受託者において行うこととし、本事業の運営が効率的かつ効果的に行える仕組みや利用者目線での操作利便性を総合的に判断した上で決定すること。プラットフォームの構築・開発、運用、保守等含め全て業務委託契約期間中の委託費用に含まれるものとする。

構築したプラットフォームを用いて、事務局において各応募者の情報や獲得ポイント数等の情報を集約・一元化し把握・管理できるようにすること。ただし、構築したプラットフォームを用いなくても把握・管理できる場合はこの限りではない。

構築したプラットフォームの安全かつ適切な管理を行い、障害等が発生した場合には、速やかに対処し委託者へ報告すること。

④募集、受付について

フォトラリー参加募集にあたっては、募集要項を定めるとともに、下記の内容を明記した上で募集し、条件を満たす応募写真のみポイント算定の対象及び抽選の対象となる応募として受付すること。また、少なくとも応募者のアカウント名（氏名、ニックネーム、ハンドルネームなど）、居住地（市区町村単位まで）、年齢及び連絡先（電話番号、メールアドレス）を収集し適切に管理すること。

- ・応募にあたっては、フォトラリー公式サイト／アプリ／システム（フォトラリー用に構築したプラットフォーム）内の応募フォームより行うこと。

- ・応募する写真は、必ず指定された麒麟のまち圏域内の“聖地”を撮影したものであること。事務局において“聖地”であると判断できない場合は、ポイント算定及び抽選の選定対象外とする。また、応募する際には、応募写真がどこの聖地で撮影したものか分かるよう、写真ごとに聖地名や聖地番号を添えて応募することを条件とする。

- ・一人につき複数回に分けての応募は可とする。また、1回の応募につき写真の添付枚数に制限は設けない（ただし、サイトやアプリに制限がある場合は一度につき〇枚までまたは合計〇GBまでなどとする）。ただし、同一聖地における写真は一人1作品までしかポイント算定の対象としない。また、応募の際は、必ず毎回同一アカウント名での応募とすること。（同一アカウントと確認できない場合は、ポイント合算されない。）

例1）1回の応募でまとめて聖地①～⑤番の5か所の写真計5枚を添付→〇

例2）聖地①番の写真を応募し、後日、同じアカウントで聖地⑩番の写真を応募→〇

例3）聖地③番の写真を3枚応募→×：1枚しかポイント算定対象としない

例4）聖地⑤番の写真を応募し、後日、別のアカウントで聖地⑦番の写真を応募→×：同一アカウントからの投稿として認識されないためポイント合算されない

- ・（フォトラリーのメインとなるプラットフォームをInstagramとする場合のみ）非公開アカウントからの応募及びキャンペーン公式Instagramをフォローしていないアカウントからの応募は不可とする。

- ・過度な画像加工処理を施した作品は認めない。加工はホワイトバランス、明るさ、色調整（モノクロ不可）のみとし、合成や変形等は認めない。

- ・公序良俗に反する投稿は不可とする。

- ・応募写真の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、鳥取市は応募写真の使

用権を有するものとし、応募写真を本事業の広報や圏域市町における圏域の魅力発信を目的として印刷物やウェブサイト等に使用することがあることについて、応募者は本フォトラリーへの応募をもってこれに了承したものとすること。

- ・応募写真は未発表のものに限る。ただし、個人のSNS等に掲載した写真は可とする。
- ・人物が映った写真を応募する場合、応募者において、必ず本事業への応募及び印刷物やインターネット、SNS等を通じて麒麟のまち圏域の魅力発信のため一般に公開される可能性があることについて、映っている人物全員に応募前に承諾を得ておくこと。
- ・応募写真の撮影にあたっては、各種法令やマナーを遵守し、危険な行為や禁止されている行為によるもの、立入禁止区域や立ち入りが認められていない他人の敷地等に許可なく立ち入っての撮影は行わないこと。
- ・賞品当選者の発表については、賞品の発送をもって代えること。

⑤入賞者及び当選者の決定、賞品の贈呈

フォトラリー期間終了後、概ね1カ月以内に、最も獲得ポイントが高かった上位7名を選出し、賞品を手配し贈呈するとともに、上位7名を除く応募者の中から抽選で30名を選出し、参加賞を手配し贈呈すること。なお、獲得ポイント上位7名について、同点が複数名おり、候補者が7名以上となる場合は、最も点数が高い者からカウントし、7名以上となる同得点軍から抽選を行って計7名となるように調整する。

各賞品の贈呈にあたっては、該当者とのメール等の個別のやり取りにより賞品発送に必要な個人情報（氏名、郵便番号、住所、連絡先（電話番号又はE-mailアドレス））を収集するとともに、事務局において適切に保管し管理すること。なお、賞品の発送は日本国内に限ることとし、送付先不明等、受託者の責めに帰すべき理由によらず賞品を発送できなかった場合は、別途市と対応を協議すること。

賞品の内容について、聖地にちなんだ賞品及び圏域各市町の魅力が体感できる体験型の内容を含むこととし、本事業の目的に沿ったものを提案すること。なお、賞品詳細については市と協議して決定する。賞品の目安金額（消費税等を含む）は下記のとおり。

- ・投稿者上位7名への賞品：1人あたり2万円程度
- ・抽選当選者30名への参加賞：1人あたり2千円程度
- ・賞品（手配に係る費用や送料等を含む）に係る総額は税込22万円以内とすること。

⑥アンケートの実施及び集計

フォトラリー期間中、麒麟のまち圏域に関する任意のアンケートを作成・実施し、アンケート回答数の確保に努めること。回収したアンケートは集計を行い、結果を分析し提出すること。アンケートの内容、実施方法は、市と協議して決定する。

(4) 協議録の作成

本業務に関し市と協議を行った際には、協議の内容を書面に記録すること。

【事業全体スケジュール（目安）】

令和7年6月～7月：フォトラリー事務局設置、公式Instagram立ち上げ、フォトラリー専用プラットフォーム構築

令和7年8月～11月：フォトラリー実施、広報、応募受付

令和7年12月～令和8年1月：結果集計、結果発表、賞品発送

令和8年2月：事業終了

6 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」その他関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、市が必要と認める範囲内で収集すること。
- (3) 収集した個人情報を本事業の目的以外で利用したり、他の者に提供したりしないこと。
- (4) 個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知り得た情報を他の者に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように徹底すること。業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (5) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、毀損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (6) 収集した個人情報は、当該事業の実施以後、受託者等が実施する同種事業における利用について、提供者から同意があった場合においては、継続利用を可能とする。
ただし、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

7 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議し、市の承認を得ること。

8 成果品

本業務の完了と同時に、市に以下のものを成果品として提出すること。

(1) 業務完了報告書 1部

業務完了報告書には、以下の内容を含むこと。

- ① フォトラリー応募者総数、応募者情報、各応募者の獲得ポイントや応募した聖地

名・聖地番号等を取りまとめたデータ

- ② サイトへの総アクセス数（ウェブサイトの場合）またはアプリダウンロード数（アプリの場合）またはフォトラリーシステム利用者総数（システムの場合）等
 - ③ フォトラリー公式Instagramの総投稿数や各投稿内容の記録、各投稿におけるいいねの数（分かればリーチ数も）、毎月末時点におけるフォロワー数（令和7年8月～令和7年11月）
 - ④ 賞品贈呈に関する情報（ポイント獲得上位7名および抽選当選者に関する情報、賞品内容詳細、賞品送付先リストなど）
 - ⑤ 本事業広報物の配布先及び配布部数に関するリスト（インスタ広告については広告期間および広告対象、広告閲覧数等を記載のこと）
 - ⑥ アンケート集計・分析結果
 - ⑦ 本事業の効果・成果
- (2) 紙媒体による広報物、インスタ広告等本業務において制作した広報物の原本及び電子データ 各1部

9 留意事項

- (1) 事業を安全かつ確実に実施するため、施設、設備等の確保や不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。
- (2) 業務実施にあたって発生したトラブルについては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては、内容及び対応状況等を直ちに市へ報告すること。
- (3) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は契約を解除することがある。
- (4) 受託者は、別記個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、別記個人情報取扱特記事項第9項に基づき、本業務終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、市の請求があったときは、個人情報を適切に市に返還し、安全に引き渡すことが可能な方法により実施するとともに、その旨書面により提出することとする。

また、受託者は、本業務終了後又は解除後、市に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。また、その旨書面により提出することとする。

ただし、情報の返還及び消去もしくは廃棄の方法等については、事前に市と協議して決定するものとする。

10 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

11 著作権及び知的財産権の帰属等

- (1) 本業務の実施による成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を含む全ての知的財産は、原則として、市に帰属するものとする。
- (2) 委託者は著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権の行使はしないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

12 損害賠償

業務実施中に、受託者の責に帰すべき事由により発生した第三者への損害については、受託者がその損害を賠償する。

13 その他

- (1) 受託者は、本業務に関して経理を明らかにする帳簿を作成し、業務完了日の属する年度の終了後、5年間保存すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市及び受託者は速やかに協議を行い、決定するものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、市と十分に協議した上で行うこと。